地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定によって、備品・借受物品の調達・管理・処分等に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によって、別冊のとおり公表する。

平成二十四年三月二十六日

広島県監査委員　犬　童　英　徳

同　門　田　峻　徳

同　髙　橋　義　則

同　佐　藤　　均